

<全宅管理マガジン>

Vol.1

東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆様へ

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された地域の皆様、そのご家族の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

会員 各位

今回の地震では、被災者への支援が進められる一方、被災者の方々への住宅確保対策が急務となっております。国土交通省、地方公共団体等において住宅確保に関する協力要請が出ていることから、会員各位におかれましてもご支援、ご協力を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会
会長 伊藤 博

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会（以下「全宅管理」という）は、平成23年3月1日に設立し、3月15日開催の賃貸不動産管理業協会会員総会において、全宅管理への財産の寄付及び事業の無償譲渡の承認に伴い、4月1日より本格的な事業スタートとなりました。賃貸不動産管理業協会会員の方は引き続き、全宅管理の会員として「賃貸管理業賠償責任保険」、「法律無料相談」、「書式のダウンロード」等利用可能です。また、今後は会員支援事業の充実を図るため、専門委員会を設置し、具体的な検討を行います。

今後とも、本会の事業運営にご理解とご協力の程よろしくお願ひ致します。

本案内は、毎月1回月初にFAXにて送付させていただきます。

速報 敷引特約を有効とした最高裁判決について

平成23年3月24日、最高裁判所において敷引特約を有効する判断が示されました。

本会ホームページ（<http://www.chinkan.jp/>）会員専用サイトにて、本会顧問の佐藤弁護士による判例解説をアップしましたので、ご活用願います。

なお、会員専用サイトに入るには、ユーザーID（会員番号と同様）とパスワードが必要です。ご不明の方は下記のEメールアドレスにお問い合わせ願います。

トピックス：4月の会員限定法律無料相談のご案内

本会顧問弁護士による電話法律相談を隔週月曜日（月曜日が休日にあたる場合は翌火曜日）に実施しております。出来るだけ多くのご相談に対応するため、相談時間は1回15分以内、時間厳守でお願い致します。なお、会員確認のため会員番号をお伺いいたしますので、あらかじめご用意下さい（会員番号が不明の場合はお調べいたします）。

4月の法律相談日：4月11日（月）、25日（月）午後1時～4時（最終受付：午後3時50分）

【問い合わせ先】一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 事務局

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

（電話）03-3865-7031 （FAX）03-5821-7330

（Eメールアドレス）mobile-old@bz01.plala.or.jp